

議案第 5 号

富津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市学校給食費の管理に関する条例（令和 5 年富津市条例第 3 号）の一部を改正する条例案を、令和 7 年 3 月市議会定例会に提出することについて、富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第 5 号）第 5 条第 3 号の規定により、意見を求める。

令和 7 年 2 月 13 日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

提案理由

市内在住の富津市立中学校全学年の生徒に係る学校給食費を無償化するため、条例の一部を改正するものである。

富津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

富津市学校給食費の管理に関する条例（令和5年富津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「不徴収」を「不徴収等」に改め、同条中「第3学年」を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費を徴収する。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助により学校給食費に関する給付を受けている場合

（2）特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項第2号に規定する学校給食費に関する給付を受けている場合

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める学校給食費に関する給付を受けている場合

3 前項の給付を受けている学校給食費負担者に係る学校給食費については、前条第2項に規定する学校給食費（当該給付を受ける期間に係るものに限る。）の額の全額を当該学校給食費負担者の負担とし、このうち当該給付の額を控除した額を徴収しないものとする。

第9条第1項各号列記以外の部分中「以下この項」を「第2号」に改め、同項第1号中「給食提供小中学生」を「小学校で学校給食を受ける児童」に改め、同条第2項第1号中「（昭和25年法律第144号）」を削り、同項中「補助」を「給付」に改める。

別表中

「

小学校に就学する児童並びに小学校及び富津市学校給食調理場の設置等に関する条例（昭和46年富津市条例第56号）第2条に規定する単独校調理場に勤務する職員

中学校に就学する生徒並びに中学校及び富津市学校給食調理場の設置等に関する条例第2条に規定する共同調理場に勤務する職員
--

」を

「

小学校に就学する児童及び小学校に勤務する職員
中学校に就学する生徒並びに中学校及び富津市学校給食共同調理場の設置等に関する条例（昭和46年富津市条例第56号）第2条に規定する共同調理場に勤務する職員

」に

改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

富津市学校給食費の管理に関する条例（令和5年富津市条例第3号）新旧対照表

現 行	改 正 案
（学校給食費の徴収） 第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。 2 学校給食費の額は、別表のとおりとする。 （学校給食費の不徴収） 第5条 前条第1項の規定にかかわらず、中学校第3学年の生徒（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記載されている保護者等及びその子等（保護者等の卑属をいう。第9条第1項において同じ。）に限る。）に係る学校給食費は、徴収しない。	（学校給食費の徴収） 第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。 2 学校給食費の額は、別表のとおりとする。 （学校給食費の不徴収等） 第5条 前条第1項の規定にかかわらず、中学校_____の生徒（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記載されている保護者等及びその子等（保護者等の卑属をいう。第9条第1項において同じ。）に限る。）に係る学校給食費は、徴収しない。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費を徴収する。 （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助により学校給食費に関する給付を受けている場合 （2）国又は地方公共団体が学校給食費負担者に対して行う学校給食費に関する給付を受けている場合（前号に掲げるものを除く） （3）前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める学校給食費に関する給付を受けている場合 3 前項の給付を受けている学校給食費負担者に係る学校給食費については、前条第2項に規定する学校給食費（当該給付を受ける期間に係るものに限る。）の額の全額を当該学校給食費負担者の負担とし、このうち当該給付の額を控除した額を徴収しないものとする。 （第3子以降の学校給食費の免除） 第9条 市長は、小学校又は中学校で学校給食を受ける児童又は生徒（以下この項において「給食提供小中学生」という。）の保護者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該給食提供小中学生に係る学校給食費を免除することができる。 （1）住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載されて

いる保護者等であって、3人以上の子等があり、当該3人以上の子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が給食提供小中学生
_____である場合

- (2) 住民基本台帳法の規定により千葉県内の本市以外の市町村の住民基本台帳に記載されている保護者等であって、当該給食提供小中学生を含む3人以上の子等を扶養し、当該扶養している子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が給食提供小中学生である場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費の免除を行わない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助により学校給食費の全部の補助を受けている場合
(2) 学校教育法第19条の規定による就学援助費により学校給食費の全部の補助を受けている場合
(3) 前2号に掲げるもののほか、学校給食費の全部の補助を受けている場合

別表(第4条関係)

区分	月額	日額
小学校に就学する児童並びに小学校及び富津市学校給食調理場の設置等に関する条例(昭和46年富津市条例第56号)第2条に規定する単独校調理場に勤務する職員	4,600円	265円
中学校に就学する生徒並びに中学校及び富津市学校給食調理場の設置等に関する条例第2条に規定する共同調理場に勤務する職員		

備考 学校給食を受ける児童及び生徒並びに職員その他学校給食の提供を受ける者が月の途中から学校給食を受け、又は月の途中で学校給食を受けなくなった場合は、本表に規定する日額に当該学校給食を受

いる保護者等であって、3人以上の子等があり、当該3人以上の子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が小学校で学校給食を受ける児童である場合

- (2) 住民基本台帳法の規定により千葉県内の本市以外の市町村の住民基本台帳に記載されている保護者等であって、当該給食提供小中学生を含む3人以上の子等を扶養し、当該扶養している子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が給食提供小中学生である場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費の免除を行わない。

- (1) 生活保護法_____第13条の規定による教育扶助により学校給食費の全部の給付を受けている場合
(2) 学校教育法第19条の規定による就学援助費により学校給食費の全部の給付を受けている場合
(3) 前2号に掲げるもののほか、学校給食費の全部の給付を受けている場合

別表(第4条関係)

区分	月額	日額
小学校に就学する児童及び小学校に勤務する職員	4,600円	265円
中学校に就学する生徒並びに中学校及び富津市学校給食共同調理場の設置等に関する条例(昭和46年富津市条例第56号)第2条に規定する共同調理場に勤務する職員		

備考 学校給食を受ける児童及び生徒並びに職員その他学校給食の提供を受ける者が月の途中から学校給食を受け、又は月の途中で学校給食を受けなくなった場合は、本表に規定する日額に当該学校給食を受

けた日数を乗じて得た額とする。この場合において、当該額が本表に規定する月額を超えるときは、当該月額とする。

けた日数を乗じて得た額とする。この場合において、当該額が本表に規定する月額を超えるときは、当該月額とする。

議案第 6 号

富津市学校給食調理場管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第 5 号）の一部を改正する規則の制定について、富津市教育委員会行政組織規則第 5 条第 2 号の規定により、議決を求める。

令和 7 年 2 月 13 日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

提案理由

富津市学校給食調理場の設置等に関する条例の一部改正に伴い、共同調理場へ配置する職員の職名等の変更及び関連する条文を整理するため、規則の一部を改正するものである。

富津市学校給食調理場管理運営規則の一部を改正する規則

富津市学校給食調理場管理運営規則（昭和46年富津市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富津市学校給食共同調理場管理運営規則

第1条中「富津市学校給食調理場の設置等に関する条例」を「富津市学校給食共同調理場の設置等に関する条例」に、「、学校給食調理場」を「、富津市学校給食共同調理場」に、「調理場」を「共同調理場」に改める。

第2条を削る。

第3条中「調理場」を「共同調理場」に改め、同条を第2条とする。

第4条の表調理場長の項中「調理場長」を「共同調理場長」に、「、調理場」を「、共同調理場」に改め、「及び一般技術」を削り、同表中「

主任調理員 調理員	上司の命を受け、給食に関する労務及び作業に従事する。
総括ボイラー技士 主任ボイラー技士 ボイラー技士	上司の命を受け、ボイラーの業務に従事する。

「

主査 副主査 主任主事 主事	上司の命を受け、担当業務に従事する。
-------------------------	--------------------

」に

改め、同条を第3条とする。

第5条を第4条とする。

第6条第3号中「調理場」を「共同調理場」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とする。

第8条中「調理場」を「共同調理場」に改め、同条を第7条とする。

第9条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 学校長代表

(4) PTA代表

第9条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

第13条中「調理場」を「共同調理場」に改め、同条を第12条とする。

別表を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

富津市学校給食調理場管理運営規則（昭和46年富津市教育委員会規則第9号）新旧対照表

現 行	改 正 案												
<u>富津市学校給食調理場管理運営規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、富津市学校給食調理場の設置等に関する条例（昭和46年富津市条例第56号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、<u>学校給食調理場</u>（以下「調理場」という。）の管理及び運営その他学校給食の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 <u>(調理場の管轄)</u> 第2条 条例第4条に規定する調理場が管轄する小学校及び中学校は、別表のとおりとする。 (所掌事務) 第3条 <u>調理場</u>は、条例第4条に規定する学校給食を実施するため、次の事務を行うものとする。 (1) 献立作成及び調理に関すること。 (2) 食材料の調達に関すること。 (3) 配食、運搬等に関すること。 (4) 児童及び生徒に対する食の指導に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、学校給食の実施に必要な事業(職員) 第4条 条例第5条に規定する職員は、次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="235 1137 1081 1377"> <thead> <tr> <th>職</th><th>職務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>調理場長</u></td><td>課長等の事務を補佐し、<u>調理場</u>の統括及び所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも一般事務及び一般技術に従事する。</td></tr> <tr> <td>主査 総括栄養士</td><td>上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項に従事する。</td></tr> </tbody> </table>	職	職務	<u>調理場長</u>	課長等の事務を補佐し、 <u>調理場</u> の統括及び所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも一般事務及び一般技術に従事する。	主査 総括栄養士	上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項に従事する。	<u>富津市学校給食共同調理場管理運営規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、富津市学校給食共同調理場の設置等に関する条例（昭和46年富津市条例第56号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、<u>富津市学校給食共同調理場</u>（以下「共同調理場」という。）の管理及び運営その他学校給食の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務) 第2条 <u>共同調理場</u>は、条例第4条に規定する学校給食を実施するため、次の事務を行うものとする。 (1) 献立作成及び調理に関すること。 (2) 食材料の調達に関すること。 (3) 配食、運搬等に関すること。 (4) 児童及び生徒に対する食の指導に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、学校給食の実施に必要な事業(職員) 第3条 条例第5条に規定する職員は、次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="1167 1137 2013 1377"> <thead> <tr> <th>職</th><th>職務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>共同調理場長</u></td><td>課長等の事務を補佐し、<u>共同調理場</u>の統括及び所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも一般事務<u>に従事する。</u></td></tr> <tr> <td>主査 総括栄養士</td><td>上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項に従事する。</td></tr> </tbody> </table>	職	職務	<u>共同調理場長</u>	課長等の事務を補佐し、 <u>共同調理場</u> の統括及び所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも一般事務 <u>に従事する。</u>	主査 総括栄養士	上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項に従事する。
職	職務												
<u>調理場長</u>	課長等の事務を補佐し、 <u>調理場</u> の統括及び所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも一般事務及び一般技術に従事する。												
主査 総括栄養士	上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項に従事する。												
職	職務												
<u>共同調理場長</u>	課長等の事務を補佐し、 <u>共同調理場</u> の統括及び所管職員の指揮監督に当たるとともに、自らも一般事務 <u>に従事する。</u>												
主査 総括栄養士	上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項に従事する。												

栄養士	
主任調理員	上司の命を受け、給食に関する労務及び作業に従事する。
調理員	
総括ボイラー技士	上司の命を受け、ボイラーの業務に従事する。
主任ボイラー技士	
ボイラー技士	

(任命)

第5条 職員の任命は、富津市教育委員会が行う。

(学校給食の対象者)

第6条 学校給食は、次に掲げる者を対象として実施する。

- (1) 児童及び生徒
- (2) 小学校及び中学校に勤務する職員
- (3) 調理場に勤務する職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(学校給食の実施日)

第7条 給食の実施日は、富津市立小学校及び中学校管理規則（昭和46年富津市教育委員会規則第8号）第19条の2に規定する学校の休業日を除く日で教育委員会が定める日とする。

(衛生管理)

第8条 調理場は、安全な給食を実施するため、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）に基づき、食材料の調達、調理、食器具の洗浄及び消毒、調理場の清掃その他学校給食の実施に係る作業工程において衛生管理を徹底するよう努めなければならない。

(運営委員会の委員)

第9条 条例第8条の規定による富津市教育委員会が委嘱又は任命する富津市学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、

栄養士	
主査	上司の命を受け、担当業務に従事する。
副主査	
主任主事	
主事	

(任命)

第4条 職員の任命は、富津市教育委員会が行う。

(学校給食の対象者)

第5条 学校給食は、次に掲げる者を対象として実施する。

- (1) 児童及び生徒
- (2) 小学校及び中学校に勤務する職員
- (3) 共同調理場に勤務する職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(学校給食の実施日)

第6条 給食の実施日は、富津市立小学校及び中学校管理規則（昭和46年富津市教育委員会規則第8号）第19条の2に規定する学校の休業日を除く日で教育委員会が定める日とする。

(衛生管理)

第7条 共同調理場は、安全な給食を実施するため、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）に基づき、食材料の調達、調理、食器具の洗浄及び消毒、共同調理場の清掃その他学校給食の実施に係る作業工程において衛生管理を徹底するよう努めなければならない。

(運営委員会の委員)

第8条 条例第8条の規定による富津市教育委員会が委嘱又は任命する富津市学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、

次の各号に定める者とする。 (1) 学校医代表 (2) 富津市議会議員代表 (3) <u>共同調理場が管轄する小学校及び中学校並びに単独校調理場を有する小学校の学校長の代表</u> (4) <u>共同調理場が管轄する小学校及び中学校並びに単独校調理場を有する小学校のPTAの代表</u> (5) 養護教諭代表 (6) 学識経験者 (委員長及び副委員長) <u>第10条</u> 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。 2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議) <u>第11条</u> 運営委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 (運営委員会の庶務) <u>第12条</u> 運営委員会の庶務は、富津市教育委員会学校教育課において処理する。 (委任) <u>第13条</u> この規則に定めるもののほか、<u>調理場</u>の管理及び運営その他学校給食の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。 <u>別表 (第2条関係)</u>	次の各号に定める者とする。 (1) 学校医代表 (2) 富津市議会議員代表 (3) <u>学校長代表</u> (4) <u>PTA代表</u> (5) 養護教諭代表 (6) 学識経験者 (委員長及び副委員長) <u>第9条</u> 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。 2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議) <u>第10条</u> 運営委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 (運営委員会の庶務) <u>第11条</u> 運営委員会の庶務は、富津市教育委員会学校教育課において処理する。 (委任) <u>第12条</u> この規則に定めるもののほか、<u>共同調理場</u>の管理及び運営その他学校給食の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。
--	--

<u>名称</u>	<u>管轄</u>
<u>大貫共同調理場</u>	富津小学校、飯野小学校、大貫小学校、富津中学校及び大佐和中学校
<u>天羽共同調理場</u>	吉野小学校、佐貫小学校、天羽小学校、環小学校及び天羽中学校
<u>青堀小学校調理場</u>	青堀小学校

議案第 7 号

令和 7 年度富津市立小学校及び中学校の学年始め休業日及び冬季休業日を定めることについて

令和 7 年度富津市立小学校及び中学校の学年始め休業日及び冬季休業日を別紙のとおり定めることについて、富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第 5 号）第 5 条第21号の規定により、議決を求める。

令和 7 年 2 月13日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

提案理由

富津市立小学校及び中学校の休業日について、富津市立小学校及び中学校管理規則第19条の 2 において、学年始め休業日を 4 月 1 日から 4 月 5 日まで、冬季休業日を12月24日から翌年 1 月 5 日までと定めているが、令和 7 年度は同休業日に休日を含むため、新年度及び 3 学期の準備期間を確保したく、それぞれ 1 日延長することについて、同条ただし書きの規定により教育委員会の承認を求めるものである。

令和7年度富津市立小中学校の学年始め休業日及び冬季休業日の期間(案)

学年始め休業日 令和7年4月1日(火)から令和7年4月7日(月)まで

冬季休業日 令和7年12月24日(水)から令和8年1月6日(火)まで